住宅取得支援事業の前期分の申請を10月末で締め切ります

問企画財政課 企画係 ☎52-5803

現在、町では令和3年度の各種住宅取得支援事業の申請を受付けています。

申請期間は令和4年3月末までですが、**前期分の受付が10月末で締め切られます。**11月からは後期分の受付が始まりますが、後期分の商品券交付は、令和4年5月ごろを予定しています。

申請可能期間は、取得した建物登記の完了後6か月以内となっているため、対象要件を満たす人で申請を行っていない人は期間内での申請を忘れずにお願いします。

◇申請方法

企画財政課企画係での事前相談後、対象者に申請書類を配布します。

■子育て住まいる支援事業

町内に住宅を新築もしくは中古購入する人で、中学生以下の子どもを扶養している人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。

※転入加算10万円、親元同居・近居加算5万円、子ども2人目加算5万円、子ども3人目以上で5万円加算されます。（最大30万円）

■お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。

※住民異動により町外から転入する場合は、10万円分加算します。（最大15万円）

※事業に該当するかなどの詳細は、お問い合わせください。

私たちと人権シリーズ

支援を通して思うこと

医療法人恵愛会
やない地域生活支援センター
施設長　熊本　有希

やない地域生活支援センターは、平成17年、精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設として開設されました。現在は障害者総合支援法のもと、障がい種別を問わず、相談支援、活動支援をさせていただいておりますが、精神障がい当事者やその家族からの相談が多く寄せられます。

近年、報道などでもよく目にする『8050問題』。80代の親が50代の子の経済的支援、生活支援などをしている状態を指す言葉です。そのようなケースの中には精神障がいが原因となっている場合もあり、若いころから精神科病院に入退院を繰り返している人もおられます。なかには福祉などの支援を受けずに家庭だけで長年支えており「これから先、この子の世話はどうしたらいいのだろうか」と悩んでおられる声も耳にします。

親が周囲に「力を貸してほしい」と言えなかった背景には、当事者やその家族についての偏見や差別を恐れたことや、誰に何を相談したらよいのかわからなかったことなど、さまざまな要因が複合的に絡んでいるように思います。

ある調査によると、30％の家族が偏見や差別を含む理不尽な思いを経験したと回答しています。一方、民生委員などの地域の人に、より早く家族の障がいについて伝えた人の65％は、周囲に受け入れてもらえていると回答しています。この結果から、顔見知りの地域社会の人々との関わりや結びつきは、孤立しがちな当事者や家族を支えるものだということがわかります。

精神障がい当事者と家族のどちらもが高齢となった世帯が増えている今、地域の包括的な関わり、行政や支援機関の横断的な取組みが、今後ますます必要となってくるのではないでしょうか。

『オラレ田布施』への周南市事務協力金の使途

問企画財政課企画係　☎52-5803

令和2年度、周南市からボートレースチケットショップ『オラレ田布施』への事務協力金として、28,240,588円いただきました。（前年度11,530,282円減）

協力金は、右記の事業に活用しました。

■周南市事務協力金の使途

◇**子ども医療給付費**　3,421千円

◇**障害児通所支援事業**　2,923千円

◇**障害者総合支援事業**　19,299千円
（介護・訓練などの給付）

◇**介護予防・生活支援事業**　2,598千円
（配食サービス・ねたきり老人おむつ支給事業など）